

第 22 非常コンセント設備

1 設置位置等

設置位置等は、政令第 29 条の 2 によるほか次によること。

(1) 建築物の階数

政令第 29 条の 2 第 1 項第 1 号の非常コンセント設備を設けなければならない建築物の階数については、建基政令第 2 条第 1 項第 8 号の規定によるものであること。

(2) 非常コンセントの設置位置

非常コンセントの設置位置については、次によること。

ア 非常コンセントの設置階は、11 階以上の階及び地下街（延べ面積が 1,000 m²以上のもの）の各階とすること。

イ 非常コンセントは、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー、階段室の付室内又は当該部分から歩行距離 5m 以内の場所に設置すること。◆

ウ 特殊な階層（共同住宅等で、共用廊下部分又は住戸等の出入口が 2 階層又は 3 階層ごとに設けられているもの等）で、非常コンセントを各階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあつては、当該階の各部分から、前イの部分に設ける非常コンセントまでの歩行距離が 50m 以下となるように設けること。

2 電源の供給容量

(1) 非常コンセントの電気の供給容量については、単相交流 100V、15A 以上の容量すること。

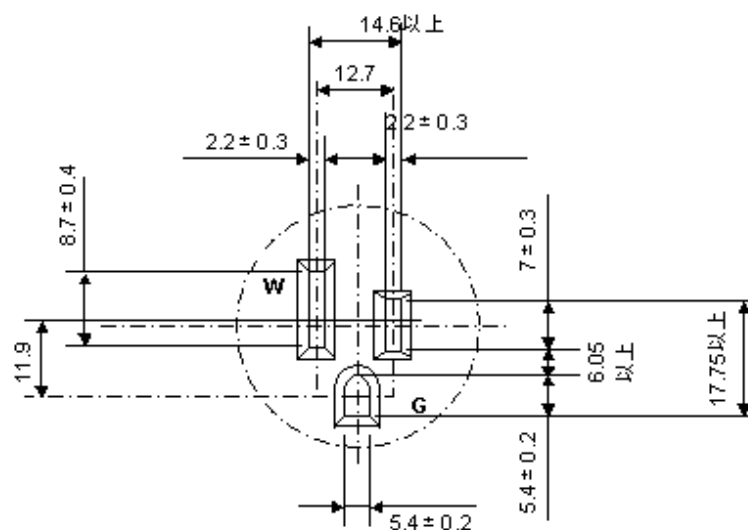
(2) 同一階に非常コンセント設備の保護箱を 2 個以上設置する場合は、2 系統以上（同一階の保護箱の数だけの専用回路）とすること。

なお、1 系統につき保護箱は 10 個以下とすること。

3 非常コンセント

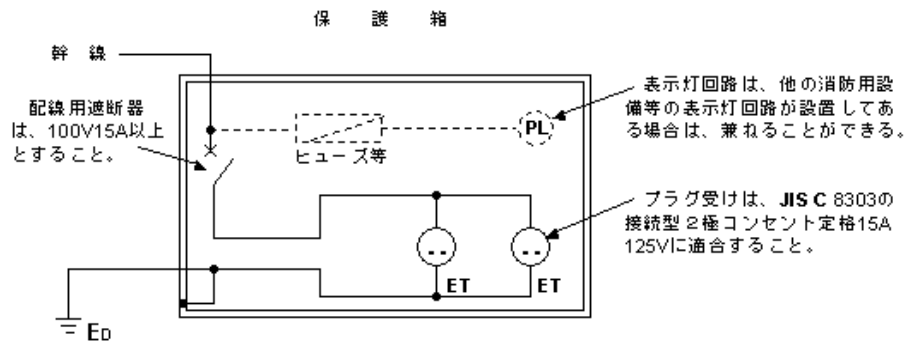
非常コンセントは次によること。

(1) プラグ受けは JIS C 8303 の接地形 2 極コンセントのうち定格が 15A、125V に適合するもので、極数及び極配置は、第 22-1 図によること。



第 22-1 図

- (2) 保護箱内には、前(1)のプラグ受けを2個設けること。(第 22-2 図参照) ◆



第 22-2 図

4 接 地

前3のプラグ受けの接地極には、D種接地工事を施すこと。

5 保護箱

保護箱は次によること。

- (1) 保護箱は、耐火構造の壁等に埋め込むか、又は「配電盤及び分電盤の基準（昭和 56 年 12 月消防庁告示第 10 号）」第 3・1・(2)に準じたものを設けること。ただし、屋外階段等火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあつては、この限りでない。
- (2) 大きさは長辺 25 c m以上、短辺 20 c m以上とすること。◆
- (3) 保護箱に用いる材料は、防せい加工を施した厚さ 1.6mm以上の鋼製のものとすること。◆
- (4) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。◆
- (5) 保護箱内には、さし込みプラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。◆
- (6) 保護箱には、D種接地工事を施すこと。

6 電源及び配線

電源及び配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の回路を接続する場合で、当該回路による障害を受けるおそれがないものにあつては、この限りでない。
- (2) 前(1)の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセントである旨を赤色の文字で表示すること。
- (4) 専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。
- (5) 非常コンセントのプラグ受けは、前(4)の配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。
- (6) 前(4)の配線用遮断器は、100V、15A以上の容量とすること。
- (7) 受電用配電盤等に設けた各系統別引出し用の配線用遮断器と各階に設置する非常コンセント用の配線用遮断器とは、保護協調をとること。
- (8) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防せい加工を施した厚さ 1.6mm以上の鋼製のものをを用いること。◆
- (9) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

7 幹線容量

- (1) 幹線は、一の回路につき、各階に設ける非常コンセントに 100V、15A 以上の容量を有効に供給できる電線を用いること。
- (2) 幹線容量は、低圧で電気の供給を受けている場合は、電圧降下を標準電圧の 2 % 以下となるように選定すること。ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3 % 以下とすることができる。◆

8 非常電源回路の配線

- (1) 省令第 31 条の 2 第 8 号に定める非常電源回路の配線は、第 24 非常電源の基準により設けること。
- (2) 非常電源の配線用遮断器は、保護箱の配線用遮断器より先に遮断しないものとする。

9 標 示

標示は次によること。

- (1) 保護箱の表面に表示する「非常コンセント（消防隊専用）」は条則第 10 条第 3 項によること。
- (2) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、第 2 屋内消火栓設備の基準の赤色の灯火に準ずること。
- (3) 灯火の回路の配線は、第 24 非常電源の基準によるほか、前 6・(4)の配線用遮断器の一次側から分岐し、当該分岐回路には保護用のヒューズを設けること。◆

10 消火栓箱等と保護箱との接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料等で区画すること。◆
- (3) 消火栓箱部分の扉と保護箱の扉は、別開きができるようにすること。◆
- (4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、第 2 屋内消火栓設備の基準に定める赤色の灯火と兼用することができる。